

一般介護予防事業等の 推進方策に関する検討会 (第3回)	資料3
令和元年7月19日	

一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会
中間取りまとめ骨子案

令和元年〇月〇日

1 検討の経緯

- 誰もがより長く、活動的で生きがいのある生活や自分らしい人生を送れるよう、2040年までに健康寿命を3年以上延伸することを目標に掲げているところであり、そのためには介護予防の更なる推進が重要。
- 本検討会は、一般介護予防事業等に今後求められる機能やPDCAサイクルに沿った更なる推進方策等の検討を集中的に実施し、介護保険部会の議論に資するため、5月に議論を開始した。
- 本検討会では、下記2の論点について、参考人からのヒアリングを含めて計〇回にわたり議論を行い、これまでの議論を以下のとおり整理した。

2 主な論点

(1) 一般介護予防事業等に今後求められる機能

【現状】

- 住民主体の通いの場の取組状況については、通いの場の数及び参加率は増加傾向にある一方、市町村が把握できている取組に限られている。
- 介護予防に資する取組への参加やボランティア等への参加を促すためポイントを付与する取組を推進しているが、取組を行う市町村は約25%。

【今後の方向性】

- 効果的・効率的な介護予防の取組を一層進めるに当たり、例示の追加や類型化を含む通いの場の定義等の整理を行うこととしてはどうか。
- 市町村における多様な主体と連携した取組を進める体制の在り方についても検討を進めてはどうか。
- 通いの場を始めとする介護予防の取組への参加促進を図るため、ポイント付与の取組の更なる推進方策について更に検討を進めてはどうか。
- 担い手としての参加など役割がある形での介護予防の取組を進めるため、有償ボランティアなどのポイント付与に限らない取組についても更に検討してはどうか。

(2) 専門職の関与の方策等

【現状】

- 高齢者の多くは医療機関を受診しており、医療機関との連携が重要。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に関する内容を含む健康保険法等の一部改正法が成立し、この中で、後期高齢者広域連合は、市町村に保健事業が委託できることとされ、医療専門職の関与の重要性も指摘。
- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、通いの場等への医療専門職等の関与を促進。

【今後の方向性】

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の動きの中で、医療専門職の関与の重要性も指摘されているところであり、現場において連携した取組が更に推進されるよう検討を進めることとしてはどうか。
- 医師会等の医療関係団体や医療機関との連携も重要であり、こうした事例の把握を進め、専門的な知見を活用したプログラムの実施等、具体的な連携方策について更に検討を進めることとしてはどうか。
- 通いの場への定期的な医療専門職等の関与を始め、医師会等の医療関係団体と連携しつつ、地域リハビリテーション活動支援事業の更なる活用促進を図ることとしてはどうか。

(3) PDCA サイクルに沿った推進方策

【現状】

- 一般介護予防事業評価事業において、ストラクチャー指標、プロセス指標、アウトカム指標を示し、年度毎に評価することが望ましいとしている。一方で、全ての自治体で評価が実施されているわけではない。
- 介護保険における自治体への財政的インセンティブである保険者機能強化推進交付金において、介護予防に関する指標が設けられており、今後強化を図ることとしている。

【今後の方向性】

- これまでの事業の変遷の経緯や自治体の業務負担も考慮しつつ、プロセス指標やアウトカム指標の設定を含め PDCA サイクルに沿った取組の推進について、更に検討することとしてはどうか。あわせて、評価に使用可能なデータに関するシステムの活用方策等についても検討をしてはどうか。
- その際、介護保険における自治体への財政的インセンティブである保険者機能強化推進交付金については、介護予防に関し抜本的に強化を図ることとされていることと整合をとりながら検討を進めることとしてはどうか。

3. 今後の進め方

上記に加え、他の事業との連携方策や効果的な実施方法等についても、引き続き検討することとし、秋以降に、関係団体や自治体のヒアリングや更なる議論を行い、本年末を目途に全体の議論を取りまとめる予定である。